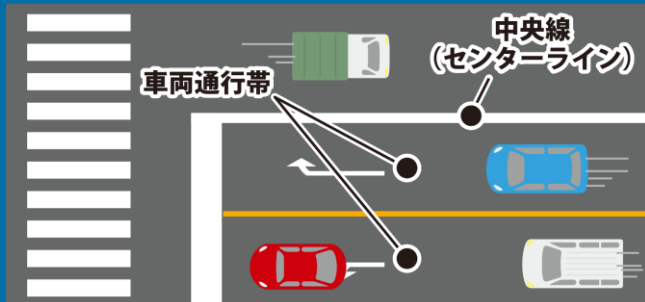


▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路

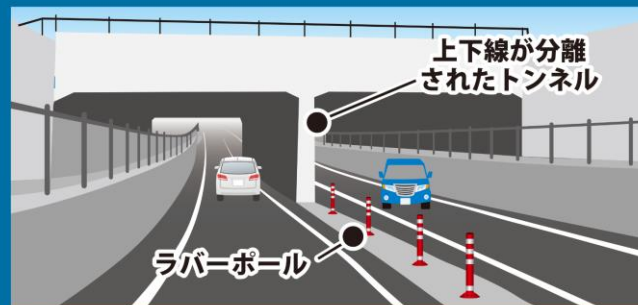


3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や
一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

2

道路の**構造上**又は
柵その他の工作物
により自動車の通
行が**往復の方向別**
に分離されている
一般道路



4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が
指定されている道路では、その速度が最
高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が
40km/hと指定されている中央線がない道
路では、最高速度は30km/hではなく
40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識
が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。